公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中村組　西村　義人　静岡県富士市田中新田275番地の12　国土交通大臣許可（特―22）第4673号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年12月11日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジェイテクノ株式会社　諏訪　義文　愛知県名古屋市天白区井の森町163番地　国土交通大臣許可（特―24）第24450号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年２月４日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松阪興産株式会社　中川　　治　三重県松阪市鎌田町253の５番地　国土交通大臣許可（般―23）第24378号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年２月10日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エフテクノ　福本　清隆　静岡県静岡市駿河区高松２丁目23番37号　国土交通大臣許可（般―23）第23997号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年２月18日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アロ―エム　東海林正則　愛知県春日井市上田楽町字天王地2389番地の１　国土交通大臣許可（般―21）第13475号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年３月27日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　豊田通商株式会社　加留部　淳　愛知県名古屋市中村区名駅４丁目９番８号　国土交通大臣許可（特―22）第5560号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月９日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　愛知スチール株式会社　川野　政幸　愛知県江南市今市場町宮前157番地　国土交通大臣許可（般・特―21）第20724号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可及び土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月９日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年６月24日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年６月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ダイセキ環境ソリューション　二宮　利彦　愛知県名古屋市港区船見町１番地86　国土交通大臣許可（特―25）第22996号